

【要約貸借対照表】

(単位：千円)

科目等	平成9年度末	平成10年度末	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末
現金及び預金	3,944	58,429	106,854	142,754	120,083
有価証券	-	-	4,989	9,975	4,993
その他流動資産	1,575	6,597	-	-	20,376
基本財産預金等					
県地方債	880,000	4,890,000	4,890,000	4,890,000	4,890,000
定期預金	14,250	4,250	5,333	5,645	6,219
資産合計	899,770	4,959,277	5,007,177	5,048,375	5,041,672
その他流動負債	5,414	714	746	737	740
長期借入金	-	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
退職給与引当金	-	-	-	1,192	884
負債合計	5,414	4,000,714	4,000,746	4,001,929	4,001,625
正味財産	894,356	958,563	1,006,431	1,046,445	1,040,047
うち基本金	894,250	894,250	895,333	895,645	896,219
うち正味財産増加	3,544	64,206	47,868	40,013	△6,397
負債正味財産合計	899,770	4,959,277	5,007,177	5,048,375	5,041,672

(b)収支計算書を要約した金額の推移は次のとおりである。ただし、運用収入等と事業費、管理費の推移を主眼としているので、基本財産の収入・繰入支出及び借入金収入・運用支出については記載を省略している。

【要約収支計算書】

(単位：千円)

科目等	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
基本財産運用収入	27,552	21,870	18,435	18,087	16,338
担い手基金運用収入	-	79,315	82,224	81,775	59,199
補助金収入	648	-	-	-	-
雑収入	9	48	84	165	150
退職給与引当金戻入	-	-	-	-	760
前期繰越収支差額	32	105	64,312	111,097	150,799
収入合計	28,241	101,339	165,056	211,126	227,248
林業労働確保事業費	25,416	30,907	49,314	52,699	75,628
管理費	2,719	6,119	4,644	7,627	7,792
支出合計	28,136	37,027	53,958	60,327	83,420
当期収支差額	73	64,206	46,785	39,701	△6,971
次期繰越収支差額	105	64,312	111,097	150,799	143,827

林業労働確保事業費の内訳（平成9年度は区分されていないので実績資料の金額により、差異は調整した。）					
上記の事業費 合計	25,416	30,907	49,314	52,699	75,628
技能者養成研修助成	—	—	10,430	8,327	8,047
定着奨励金助成	—	—	27,590	17,660	13,350
退職共済掛金助成	21,874	21,275	3,799	17,042	22,229
労災保険掛金助成	4,841	9,631	7,473	7,079	12,712
高性能機械導入助成	—	—	—	1,779	1,600
情報通信体制等助成	—	—	—	事務局分 783	16,251
森林管理重要普及助成	—	—	—	—	1,229
その他または調整	△1,299	—	19	26	209
補助金事業及び受託事業（収入と支出が同額であるので収入（返納分を控除）だけを記載する。）					
林業就業促進総合対	14,972	15,948	15,009	15,144	20,376
策事業（林野庁）	2,455	—	444	—	—
林業整備担い手育成	1,200	—	—	—	—
促進事業（県）	850	—	—	—	—
林業雇用改善促進事	10,7335	9,721	10,567	8,790	8,705
業（厚生労働省）	2	1	1	1	—

b. 決算書及び会計処理等の概要

(a) 要約した貸借対照表及び収支計算書の推移のとおり、平成10年度に「担い手育成基金」の運用収入が発生してから、現金預金と繰越収支差額は平成9年度末と比べて著しく増加している。

(b) 「担い手育成基金」（借入金）の運用資産である県債40億円は、基本財産の運用としての県債8億9千万円と一緒に「県地方債（県債）」として表示されている。公益法人会計基準の大科目には、林務部長通知や改正寄付行為にある「林業労働力確保基金」に相当する科目はなく、大科目を「基本財産預金等」として表示したものとみられる。

(c) 平成9年度の補助金収入64万8千円は、基本財産運用収入だけでは林業労働力確保対策事業（助成事業）費をまかなうことができないため、県が助成したものである。ただし、当初の補助金申請額、決定額が414万4千円となっていたものが、(財)林業労働対策基金の事業費が減額になったため、64万8千円に変更されている。

(d) 補助金による事業及び受託事業については、特別会計としているが、収入額と支出額は常に同額（ただし、受託事業はほとんど一部返納額がある。）であり、それは事業支出額と管理費（例えば、人件費については組織上事務職員 1 名となっているが、受託事業費が収入を超過する場合にはその分の人件費も管理費としている。）とを調整することによって行われている。したがって、管理費（主に人件費）は、必ずしも本来の管理費としての金額が計上されていない。

(e) 林業労働力確保対策事業費の内訳を比較すると、年度により金額に変動がみられるが、助成の対象とする計算期間について県が行っていた方法を財団法人の方法に合わせたことや助成の基準額を変更したことによるものである。特別な事情はあるものの、全体的に事業量は減少の傾向にあり、新たな事業の支出が大きく、運用収入と従来からの事業費のバランスがとれていない結果になっている。

財団法人の基本財産の運用によって行っていた事業と県から移管した事業のうち、両方に共通する事業の推移は以下のとおりである。

【共通事業の実績】

(単位：人)

事業区分		平 5	平 6	平 7	平 8	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13
退職掛金	県	—	0	31	49	57	財団へ	財団へ	財団へ	財団へ
退職掛金	財	880	880	907	861	747	711	495	583	569
労災保険	県	—	6	87	120	98	財団へ	財団へ	財団へ	財団へ
労災保険	財	—	240	325	216	206	281	247	234	249

(f) 平成 13 年度の助成実績一覧表（ただし、情報通信体制等助成、森林管理重要性普及等を除く。）によると、助成金の総額は、57,938 千円であり、そのうち 15 森林組合に 26,644 千円が助成されている。助成金は、基本財産運用によるものと、「担い手育成基金」の運用によるものとに区分されていないが、森林組合の内訳は以下のとおりである。

【森林組合助成金内訳】

(単位：千円)

区 分	助成金額	摘 要
技能者養成研修助成	3,947	対象は原則出捐事業体
定着奨励金助成	7,320	〃
退職共済掛金助成	11,379	〃
労災保険掛金助成	3,798	〃
高性能機械導入助成	200	〃
計	26,644	

(g) 留保された資金については、平成 12 年度から新たな助成事業を行うことにより、財団法人としての事業活動の拡大を図っていて、手続についても業務方法書、事業の実施要項等について農林水産部長と協議し、承認を得ている。ただし、この助成事業は、出えん(捐)事業体に対して行う助成事業であることが原則になっている。

新たな事業については、業務方法書によると寄付行為第 4 条の(1)、(2)及び(3)に該当する旨が記載されているが、第 4 条の特定の号に個々の事業が該当せず複合して該当させている。

(h) 林務部長通知等で求められている事業費の財源別用途の注記は、平成 13 年度決算書で行われていない。

(v) 林業公社との関連等

(財)林業労働対策基金と林業公社は、いずれも森林ビル（秋田県森林組合連合会所有）に事務所を有していて、林業公社の専務理事が(財)林業労働対策基金の理事（非常勤）を兼務しているが、業務については、林業公社の業務報告書の行事に(財)林業労働対策基金の理事会等が記載されている程度で、ほとんど相互に補完するような状況はない。

林業公社は、分収造林事業及び県からの受託事業について、その大部分を森林組合に対して作業の委託をしているが、その発注額の積算にあたっては合理的な人件費及び法定福利費等を基礎としている。

一方、(財)林業労働対策基金は、森林組合（すべて出えん(捐)事業体）に対しても労災保険料等の助成を行っている。

(3) 県が出えん(捐)している公社が所有する県債

ア. 県債を所有している公社及びその金額

県が出えん(捐)している公社等で県債を所有しているものは、入手したリストによると平成 14 年 3 月 31 日現在で以下のとおりである。

なお、(財)林業労働対策基金の「担い手育成基金」の 40 億円を除いて、公社等の基本財産（社団法人においては基金）の運用になっている。

【公社所有の県債残高】

(単位：千円)

法人名（一部略称）	口数	県債残高	最初の引受	利率上	利率下	利息累計額
(財)秋田県ふるさと定住機構 A	1	1,800,000	H7.10.9	2.92	1.42	258,421
(社)青少年健全育成県民会議 A	1	100,000	H7.11.2	3.02	1.42	14,453

(財)暴力団壊滅秋田県民会議 A	1	500,000	H7.11.2	3.02	1.42	72,265
(財)あきた産業振興機構 B	7	2,360,000	H7.11.16	3.39	1.42	374,514
(財)秋田県木材加工推進機構 A	3	580,000	H8.1.5	3.02	1.34	60,010
(財)秋田県林業労働対策基金 A	3	890,000	H8.1.5	3.02	1.42	114,907
〃	1	4,000,000	H10.4.2	2.05	1.48	302,504
(財)秋田県資源技術開発機構 A	1	400,000	H8.1.5	3.02	1.34	53,418
(財)秋田県栽培漁業協会 C	2	460,000	H8.3.29	3.39	1.56	68,973
(財)秋田県国際交流協会 C	1	1,300,000	H8.3.29	3.39	1.56	231,759
(社)秋田県農業公社 C	1	300,000	H8.3.29	3.39	1.56	50,095
(財)秋田県総合公社 C	1	100,000	H12.5.18	1.86	1.86	3,424
合 計	23	12,790,000				1,604,743

また、上記の県債の年度別の推移は以下のとおりである。

【公社所有の県債推移】

(単位：百万円)

区分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
発行	8,050	390	4,560	190	200	100	-
償還	-	-	-	△600	-	-	△100
残高	8,050	8,440	13,000	12,590	12,790	12,890	12,790
借換	-	-	-	7,580	260	4,560	7,670

(注) 平成9年度発行のうち、40億円は(財)秋田県林業労働開発基金の分であり、平成14年4月2日に発行されているが、起債許可年度の平成9年度に計上されている。また、借換債の状況については、今後の見通しを含めて県立大のテーマに記載している。

イ. 県債発行に係る手続き及び発行条件等

県債発行にかかる手続き等については、前掲の(財)林業労働対策基金の(ⅲ)「担い手育成基金」の資金の運用(31～32ページ参照)に記載のほか、県知事に県債引受けについて申請し、財政課が承認を受けた後、契約についての承認を受けて契約証1通が作成される。原本は、公社が所有するが償還された後は県に返却される。

ウ. 公社における貸借対照表の科目表示及び収支予算等

上記ア. の表で法人名の後に付けた記号により分類すると、以下のとおりである。

- A 県債または地方債
- B 投資有価証券
- C 長期貸付金または長期貸付金等

第3 監査の結果

1. 林業公社の収支状況

第1の5.に記載した監査手続を実施した限りにおいて、以下の事項を除き、記載すべき事項はない。

(1) 契約解除済の分収造林にかかる処理等について

分収林勘定についてはすべての費目及び収入項目等（ただし、収入項目はマイナスの原価であるが、補助金収入は原価から控除していない。）を原価として処理しているため、収用等で全地契約解除になっている契約物件についても、元帳上の分収林勘定の中に混入したままになっている。

この中には、県の「林業開発基金」からの借入金を原資として事業を行っているものがあり、収用等で全地契約解除になった湯沢市山田の6.77haについては、その資金相当額6,602,020円（契約地別集計表等によると借入金元金5,145,059円、利息1,456,961円）を県に返還する必要がある。

このほか、同様の事情で一部解除になっているものや、一部主伐が行われている同じ問題があるが、県からの借入資金の精算は行われていない。会計上の分収林勘定の金額と原価管理台帳との差額（事業間接費、管理費等）の処理方法が確立していないため、無理な金額計算は混乱を招くので問題点の指摘にとどめる。原価管理台帳の整備により、県からの借入資金の精算ができるように改善する必要がある。

(2) 未払利息及び国庫補助金の会計処理について

(1)に記載のとおり、分収林勘定については補助金以外をすべて原価として処理しているが、それは林業公社等の全国的な会計慣行によるものとされている。しかし、収益分収方式を精算方法としているので、事業費、管理費等をすべて原価として処理しなければ、精算に支障をきたすような特別な事情はなく、収支及び財産の状況について真実な内容が明瞭になるように会計処理を行うことが求められる。

事業費等のすべてを分収林勘定に計上する会計処理を行ってきているため、未払利息等についての会計処理上の認識が弱く、県からの借入金利息（元利一括償還のため償還期限は未到来である。）等が未払計上されていない。したがって、県の条例に基づく、「林業開発基金」の借入金の未払利息4,280,477,975円及び農林漁業金融公庫の借入金の未払利息266,615,218円については、負債として計上すべきである。

また、国庫補助金等については、正味財産に15,517,403,495円計上され

ているが、①公益性のある分収造林事業についての事業費補助であること、②他の確定した収入項目（主伐収入、収用等の収入、保険金収入等）のすべてを分収林勘定とする処理をしながら国庫補助金等だけを正味財産としていること、③将来の分収収益精算の趣旨からみて国庫補助金等を正味財産とすることは実態を表さないこと（現行の会計ルールでは、土地所有者への分収金の引当計上あるいは分収林勘定から減額する方法がなく、また、収益精算方式は厳密な原価計算に依存する必然性はないので、結局、事業の採算性は分収林勘定についての含み損益に基づいて判断せざるを得ない。）から判断して、分収林勘定から減額するべきである。

平成 5 年度までは企業会計方式による会計処理を行い国庫補助金は資本剰余金としていたが、公益法人会計移行後は正味財産として引継いでいる。

分収林は将来売却を前提にした長期資産であり、企業が事業のために持続的に所有する固定資産に対する補助金、すなわち、補助を受けた企業に帰属する性格のものとは異なるといえる。

なお、支払利息についての原価算入については、別に意見として記載している。

（3）分収林勘定と原価台帳管理について

原価管理は契約地別台帳で管理されているが、原価として管理している費目は、分収林勘定 47,090,287 千円の中の主な事業費についてだけである。事業費 32,222,077 千円についても、予定地調査料や雑費等については地域別に管理できないため、一括記載で調整（その金額は事業雑費 269,847,628 円として年度別に管理されている。）して元帳と照合している。しかし、調整後の金額でも 4,661,999 円の差額（元帳 32,222,077,539 円、台帳調整後 32,226,739,538 円）が生じている。この年度別内訳は、次のとおりである。

昭和 41 年度	5,878,409 円
昭和 42 年度	1,761,594 円
昭和 43 年度	△6,499,674 円
昭和 44 年度	1,137,847 円
昭和 45 年度	2,383,823 円

この期間は、県行造林について、段階的に受託事業から公社事業へ切り替えていた時期にあたる。差額の原因は、主に受託事業として実施した県行造林地の保育経費等で、受入れの会計処理が行われていないものと推定できるが、契約地別台帳の中で、個別の内容までは特定されていない。

なお、原価管理等については、別に意見として記載している。

(4) 県行造林から無償で移譲された分収造林について

県行造林から無償で移譲された分収造林 23 件、451.03ha については、受入れについての会計処理が行われていない。これについては、林業公社の会計処理規程に基づき、移譲された時の評価額により受入れすべきである。

当時の分収割合は 50:50(一部所有者 40:公社 60)であり、移譲前の直接事業費は 56,720,768 円と計算されているので、受入れ価額については、分収割合を考慮することが合理的である。(3)についても、個別に解明された事実により、同様に受入れ処理を行うことが必要となる。

(5) 引当金及びその他の会計処理について

ア. 退職給与引当金

退職給与引当金については、明確な計上基準が継続的に適用されておらず、退職給与引当預金の金額に合わせた額が引当計上されている。合理的な処理基準に準拠し、継続的な会計処理を行うことが必要である。

イ. 事業運営引当金

事業運営引当金は、立木損失補償金(保険金等)の収入があった場合に、林地の所有者に 40%の分収支出をした残り 60%を将来に備えて資金を留保している預金の対応勘定になっている。会計上の引当金は、①将来の特定の費用または損失であって、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、④その金額を合理的に見積もることが可能な場合に、当期の負担に属する金額を計上するものであり(いわゆる費用性引当金)、本件のような実質的に利益留保の目的を有するものは、原則として引当金として認められないものである。

ウ. 固定資産の減価償却について

減価償却については、会計処理規程において、減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令(現在は財務省令)に定める基準によって行い、償却方法は定額法を採用することになっている。償却基礎価額の計算において、残存価額を取得価額の 5%としているが、取得価額の 10%とする必要がある。

2. 秋田県の公社に対する貸付金等

(1) 林業公社に対する短期貸付金の県の歳入・歳出の処理について

林業公社に対する短期貸付金の手続きについては、法令、条例等に準拠して行われており、特に記載すべき事項はない。

なお、貸付金に関する歳入及び歳出の処理については別に意見として記載している。

(2) (財)林業労働対策基金について

ア. 「担い手育成基金」(県の長期貸付金)と当該資金による県債所有

県の「担い手育成基金」による40億円の無利子貸付金を原資として同額の県債を発行していることは、法令、条例等に準拠しているものの、いろいろな角度から検証した結果、著しく合理性を欠くものであり、適正性を有していないものと認められる。

① 秋田県においては「民間等資金」の「その他」については公募債を発行しておらず、(財)林業労働対策基金が所有する県債は、「金銭債権」すなわち長期貸付金であり有価証券には該当しない。これについては、県債要綱(32ページ参照)でも、認めているものである。

したがって、(財)林業労働対策基金における本来の会計処理は、

(借方)長期貸付金 40億円 (貸方)長期借入金 40億円

となるべきものである。

長期貸付金及び長期借入金とも同一の相手先であり、実質的には取引の実体がないので、県債発行によりその運用収入を(財)林業労働対策基金に助成するためのものといえる。

② 林務部長通知の別紙「留意事項」(29ページ参照)は、当該資金を基本財産とは別に新たな基金と位置づけて管理することを求め、それに対処するため、寄付行為(54ページの報告資料4参照)を改正して、資産の種別の一つとして「林業労働力確保基金」を設けているが、公益法人会計基準には該当する科目はなく、固定資産の中に「基本財産預金等」の科目で表示している。

県債要綱では、県債引受けの財団法人等の原資を基本財産、基金等(これを「基本財産等」と称している。)に限定しているため、これに準拠した林務部長通知等とみられるが、公益法人会計基準の適用上認められないものである。

- ③ 県債要綱にいう基金は、基本財産に準ずるという意味に理解すべきであるが、「担い手育成基金」による 40 億円の無利子貸付金による運用資金（地方自治体で用いられる資金の源泉を特定しない基金と同一に取り扱っている。）とは、異なるものである。

公益法人における基金の概念については、以下のとおり検討した。

公益法人会計においては、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成 8 年 12 月 19 日関係閣僚会議幹事会申合せ）や日本公認会計士協会の「公益法人会計実務 Q & A（中間報告）」（平成元年 5 月 16 日）等に見られるように、「財団法人における基本財産」と「公益事業を実施するために有している基金」の用語がある。

これは、主に内部留保の計算について総資産額から控除できる範囲を規定しているものであり、使用目的を限定された寄付を「〇〇基金」として設定した場合などを想定しているものである。特に、社団法人においては、基本財産も原則として内部留保に含まれるため、基本財産及びその果実を特定の公益事業に使用する旨と、基本財産を容易に取り崩せない旨を定款に規定すること等により、その基本財産を指導監督基準等にいう基金とするという取扱いである。

公益法人会計基準においては、正味財産の内容を区分することは求めておらず、基金収入は正味財産増減計算書に計上されて、自動的に貸借対照表の正味財産の部に表示されることになる。したがって、地方公共団体においては、「基金」は財産そのものとしての概念であるが、公益法人においては、正味財産としての性格をもつ資金を源泉とする特定の財産を区分するための貸方の概念またはそれと一体的に認識される特定の財産としての用語といえる。

例外としては、社団法人において会員等から「出資金」の拠出を求めて「△△運営基金」とすることがみられるが、この場合の「出資金」は負債科目であり、正味財産とならないものがある。しかし、これは社団法人が制度としては必ずしも基本金等の出捐を求めているため、会員等が自らの規約等により運営資金を造成するものであり、外部からの借入金とは異なるものである。

さらに、消費税法基本通達 16-2-5 において、公共法人等が「基金として受け入れる金銭で、一定期間又は事業の終了により当該金銭の支出者に返済することとなり、借入金としての性格を有し、かつ、公共法人等の貸借対照表負債勘定で計上される金銭」は、特定収入に該当しない旨の規定がある。しかし、これについては、適用される範囲が公益法人よ

りも広く、また、税法はあらゆるケースを想定して規定する必要があり、必ずしもその会計処理が公益法人の会計基準等に照らして適当かどうかについて規定しているものではないので、基金を受け入れる公益法人の会計処理の検討にあたっては拘束されるものではないと考える。

- ④ 県債要綱では、県債の引受けについて、「財団は、自主的な意思決定により、県債を直接引受けるものとする。」と規定されている。

「担い手育成基金」の貸付は、平成 10 年 4 月 1 日（9 指令林—3399）付けで、「平成 10 年 3 月 27 日付け申し込みの資金については、秋田県財務規則第 237 条の規定により、平成 10 年度において次のとおり貸付します。」の通知により、平成 10 年 4 月 1 日に金銭消費貸借契約が締結されて行われている。

この後、平成 10 年 4 月 2 日に県債が発行されたが、県では平成 9 年度許可起債として同年度の歳入に計上している。歳入年度については、出納整理期間中の手続によるもので法令等に準拠されているが、それは当該県債の発行が事前に計画されていたことを意味することになる。

なお、関連する意見としては、平成 10 年 4 月 2 日に発行された県債が、出納整理期間中の手続により、平成 9 年度歳入に計上されることについては一般的には法令等に準拠されているが、県が平成 10 年 4 月 1 日に基金から貸付けた資金が県債の原資となっていることは事実であり、それが形式上の手続が法令等に準拠されているとの理由で正当化されることには疑問が残る。7～8 ページに記載した基金のうち、財政 3 基金について出納整理期間中に一般会計から繰入れする金額を、当該年度の基金としての債権として計上しており、それとの比較からみれば、少なくとも「財産に関する調書」の注記において一連の経過について説明することが望まれる。また、「担い手育成基金」は平成 10 年度においても「現金」として表示され、平成 11 年度末の「前年度末現在高」が「債権」に訂正されているが、決算にあたっての注意が望まれる。

- ⑤ 「担い手育成基金」の貸付金を原資とする県債発行は、結果からみると実質的に基金を原資としていることになる。県の充当事業は県立大学整備等であるが、平成 13 年度には借換債となっており、長期の償還期間が前提になっているため、基金の取崩と同じ効果をもっている。基金の財産管理の形骸化が懸念される。

イ．当該運用収入の使途の目的適合性並びに会計処理の適正性

第 1 の 5 . に記載した監査手続を実施した限りにおいて、以下の事項を除き、記載すべき事項はない。

(i) 運用収入の事業費充当額の注記等について

「担い手育成基金」の金銭消費貸借契約証書の特約条項第 2 条第 2 項及び林務部長通知の別紙「留意事項」(29 ページ参照) 等において、借入金使途並びに運用による果実の充当額を事業費及び前期並びに次期繰越収支差額の内数として、欄外に注記することを規定されているが行われていない。

また、この運用による果実については、管理費に充当してはならない旨の規定もあるが、基本財産の運用収入の使途と区分しないで決算が行われている。

この点について質問したところ、県の所管部署（農林政策課）から、基本財産運用収入から最初に管理費を充当し、次に事業費を充当し、その結果の事業費の原資不足分を「担い手育成基金」の運用収入から充当した形式の表（以下、「充当調書」という。）を提示され、平成 13 年度の次期繰越収支差額は全額が「担い手育成基金」の運用収入を財源とするものであり、問題はない旨の回答をされた。

しかし、その回答及び充当調書（質問に対して過年度に遡及して作成したものと説明を受けた。）の考え方では、自主的な財源である基本財産運用収入と実質的に助成金である「担い手育成基金」の運用収入についての事業費の区分が結果的に不要となり、林務部長通知は実効性のないものとなるので適切と認められない。

また、過年度の決算書等と充当調書とを照合したところ、平成 10 年度及び平成 11 年度決算については、充当調書とは記載金額が多少異なるものの考え方は同じである。しかし、平成 12 年度及び平成 13 年度予算については、「担い手育成基金」の運用収入から先に事業費に充当しており、平成 14 年度予算書については注記そのものがない。平成 12 年度決算については繰越金の考え方が異なり、平成 13 年度決算書には注記そのものがない。充当調書の考え方も、必ずしも徹底されたものにはなっていないと認められる。

平成 10 年度の事業費は、移管された県の助成事業は平成 9 年度分であり、財源と事業費の関係は資料から計算できるようになっている。この年度における「担い手育成基金」の運用収入から基金本来の助成事業への補填額は、6,147,114 円であることが分かる。